

相談事例

《相談の内容》

70代の男性からの相談。**見知らぬ業者**から電話があり「**近々、上場を予定している、必ず儲かる。**」からと、**未公開株の購入**をしつこく勧められた。最近、銀行に貯金していても金利はほとんどつかないので、応じてしまった。

本日、業者に指示されるまま**100万円**を振り込んでしまったが、**本当に信じてよいのか心配**になってきたので、**解約したい**……。

「上場間近で、必ず儲かる！」と勧められ、未公開株を購入してしまった！

取引所に上場されていない株式で、店頭取引もされていないものを未公開株といいます。この未公開株を「上場間近」と言って、高齢者に高額で販売するトラブルが増えています。株の発行会社が実際に存在するのか、上場予定があるのか、全く不透明です。

金融商品取引法上、株式取引は、上場株であろうと、未公開株であろうと、営業として、不特定多数の人に勧誘するためには、金融商品取引業としての登録が必要とされています。本件の業者の場合、金融商品取引業としての登録はなかったので、営業行為はできません。今回、株の購入代金を業者の銀行口座へ振り込んだ直後の相談であったため、警察へ被害届を出し、振り込んだ先の銀行へ伝えて、口座を凍結してもらうよう助言しました。

身守りのポイント

最近、本件のような未公開株の他にも、商品先物取引、海外先物オプション取引、外国為替証拠金取引、ロンドン貴金属証拠金取引など、高齢者を狙った利殖商法のトラブルが後を絶ちません。老後の資金を根こそぎ取られるという悲惨な事例も出ています。

これらの取引は、仕組みが複雑で、リスクが大きく、素人には儲かることはほとんどないとされています。高齢者が安易な儲け話に耳を貸すことがないように、周りの人達が注意してあげましょう。「うまい話はない！」ことを折にふれ、話題にすることが大切です。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 **043-207-3000**

＜連絡・問い合わせ先＞ 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111